

マイナ保険証をご利用ください

問 国民健康保険資格係
☎ 03-5662-0560

- ◆江戸川区国保のまま資格に変更がない方は、現在お持ちの保険証が有効期限まで使えます。
- ◆マイナ保険証利用登録をしていない方や、マイナンバーカードをお持ちでない方には、資格確認書を交付します。（交付手続きは不要です。）

◆DV・虐待等の被害者の方は、加害者にご自身の情報を医療機関やマイナポータルで閲覧される可能性があるため、健康保険証の発行元（健康保険組合、市区町村等）に、ご自身の情報を開示されないようにする届出をしてください。届出をした場合、マイナンバーカードの保険証利用やマイナポータルでの閲覧はできません。閲覧の制限が不要となった場合も、健康保険証の発行元へ届出をしてください。

保険料の納付方法について

問 収納係 ☎ 03-5662-0795

口座振替での納付

納付忘れを防ぐため口座振替をお願いします。

●キャッシュカードによる手続き

区民課・各事務所の保険年金係の窓口で手続きができます。

専用端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力していただきます。

【手続きに必要なもの】

右記の対象金融機関のキャッシュカード、本人確認書類、

通帳の届出印（専用端末が利用できない場合に必要）



<キャッシュカード利用手続き対象金融機関>

- | | | |
|----------|----------|---------|
| ・みずほ銀行 | ・三菱UFJ銀行 | ・三井住友銀行 |
| ・りそな銀行 | ・千葉銀行 | ・きらぼし銀行 |
| ・東日本銀行 | ・ゆうちょ銀行 | ・朝日信用金庫 |
| ・東京東信用金庫 | ・興産信用金庫 | ・東栄信用金庫 |
| ・小松川信用金庫 | | |

詳しくは国保のしおり
P.18をご覧ください

●口座振替依頼書（はがき）による手続き

同封の口座振替依頼書（はがき）で手続き可能です。 ※投函してから口座振替開始されるまでに1～2か月かかります。

口座キャンペーン実施中

口座振替を新規でお申し込みの方を対象にキャンペーンを実施しています。
対象の方にはチラシを同封していますのでご確認ください。

口座振替の方には年末に「お納めいただいた国民健康保険料額のお知らせ」をお送りします。

その他の納付方法

納付書による金融機関窓口やコンビニエンスストアでの納付、バーコード決済やクレジットカード決済（令和7年6月以降）による納付ができます。
詳細は区ホームページをご覧ください。

納付方法について
区のホームページは
こちら



倒産・解雇などで退職された方（非自発的失業者）の保険料軽減

問 国民健康保険資格係
☎ 03-5662-0560

雇用保険に加入していて倒産・解雇・雇止め等により離職された非自発的失業者の方は、保険料の負担が軽減されることがあります。対象者となる方の前年の給与所得を100分の30に軽減して保険料を計算します（軽減を受けるためには申請が必要です）。



非自発的失業の保険料軽減について
区のホームページはこちら

詳しくは国保のしおり
P.15をご覧ください

旧被扶養者の国民健康保険料減免制度

世帯主等が社会保険から後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、社会保険において扶養されていた65歳以上の方が国民健康保険に加入した場合、申請により、所得割額を全額免除、均等割額を加入から2年間は1/2の額に軽減します。申請いただいた方は、同封の「国民健康保険決定通知書」右上部の「減免額⑩」に減免される金額が表示されます。

ほかの健康保険に加入したときにはご自身で国保をやめる届出が必要です。

※手続きを行わないと、保険料を二重に支払うことがあります。

●各種手続きはお近くの保険年金係へ

区役所区民課：☎ 03-5662-6823 〒132-8501 中央1-4-1	小岩事務所：☎ 03-3657-7876 〒133-0052 東小岩6-9-14
小松川事務所：☎ 03-3683-5185 〒132-0035 平井4-1-1	東部事務所：☎ 03-3679-1128 〒132-0014 東瑞江1-17-1
葛西事務所：☎ 03-3688-0438 〒134-0083 中葛西3-10-1	鹿骨事務所：☎ 03-3678-6116 〒133-0073 鹿骨1-54-2



ともに、生きる。

江戸川区

令和7年度

国民健康保険料のお知らせ

令和7年度 国民健康保険料が決定しました

問 国民健康保険資格係
収納係 ☎ 03-5662-0560
☎ 03-5662-0795

国民健康保険料決定通知書と納付書を同封します。納付書は6月から翌年3月までの月ごと（10枚）と1年分の一括納付書の計11枚です（口座振替の方には納付書は同封していません）。

病気の予防と医療費抑制のために

問 健診係 ☎ 03-5662-0623
庶務係 ☎ 03-5662-0540

高齢化の進展や医療の高度化等により、年々一人当たり医療費は増加しています。保険料は年間に必要とされる医療費をもとに決められるため、医療費を抑制することが重要となります。

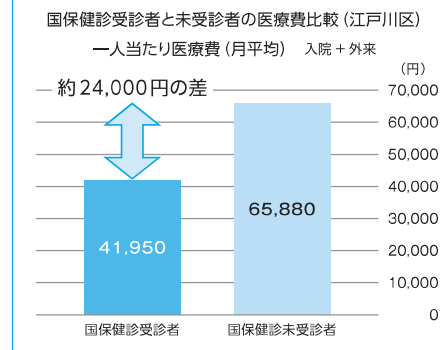
国保健診を受けよう！

国保健診を受けた人と受けなかった人について、レセプトがある人の一人当たり医療費（入院＋外来）を比較すると、受けなかった人のほうが月平均約2.4万円高い状況です。健診を受けることは、病気の早期発見・早期治療へつながり、重症化を防ぎ、身体だけでなく医療費の負担も減らすことができます。

国保健診は無料で受けられる健診です。
40歳になったら、毎年国保健診へ行こう！



国保健診について
区のホームページは
こちら



出典：KDB 帳票 医療費分析（健診有無別）令和5年度累計

がん検診も受けよう！

江戸川区のがん検診はすべて無料です。国保健診と合わせてがん検診も受診し、ご自身の健康を守りましょう。
がんは早期発見することで9割以上が治るといわれています。
早めの発見がとても重要です。元気な時こそ「がん検診」を受診しよう！



がん検診について
区のホームページは
こちら

年に1度は歯科健診 かかりつけ歯科医を持とう！

生涯おいしく食べ、楽しく笑顔で健康に暮らすために、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科受診してください。
詳しくは、お近くの歯医者さんへご相談ください。

※江戸川区では区民の方を対象に
成人歯科健診（20歳から70歳まで5歳ごとの節目）
口腔ケア健診（65歳以上1回）を
無料で実施しています。
対象の方は是非お受けください。



歯と口の健康

歯と口の健康づくりには、かかりつけ歯科医を持つことと毎日のセルフケアが大切です。



歯みがきのポイント・
フロスの使い方



ハチマルニイマル
江戸川区8020応援キャラクター
リップー

毎日のセルフケアに
デンタルフロスを
プラスするりん♪

ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品の利用は、ご自身のお薬代が節約できるだけでなく、年々増加する医療費の節減にもつながります。希望の方は医師または薬剤師に相談しましょう。

決定通知書の見かた

令和7年5月31日時点の情報で通知を作成しています

決定通知書の見かたは2次元コードから区ホームページでも確認いただけます。
(English and plain Japanese versions are available.)

1 納付方法は3種類あります

1. 口座振替

「普通徴収分口座情報」に記載の口座から通常、年10回に分けて月末日に引き落とされます。月末日が金融機関の休業日となる場合は、翌営業日が引落日となります。

2. 年金からのお支払い

「特別徴収義務者」「特別徴収対象年金」に記載の年金からのお支払いです。

3. 納付書払い

通知書に同封の納付書でお支払いください。

2 軽減額

均等割額軽減額と産前産後免除額の合計です。

- 世帯の人数と総所得金額によって、決められた割合で均等割額が減額されることがあります。
減額をするには、国民健康保険に加入する16歳以上の家族全員の住民税申告が必要です。所得がない方も必ず申告してください。
- 未就学児（小学校に入る前の2019年4月2日以降に生まれたお子さん）は全員、均等割額が1/2になります。

お問い合わせの際は、「記号番号」または「問合番号」をお知らせください。

世帯主あてに通知しています

記号番号



1-1

普通徴収分口座情報	変更理由
保険料額や納付方法等に変更があった場合に記載します。	
区分	変更前
変更後	納期限
納入済保険料	これから納める保険料

区分	変更前	変更後	納期限	納入済保険料	これから納める保険料
医療分					
支援分					
介護分					
合計額					

区分	変更前	変更後	納入済保険料	これから納める保険料
4月				
6月				
8月				
10月				
12月				
2月				
合計額				

1-2

特別徴収義務者
特別徴収対象年金



区分	所得割	均等割	一人あたり均等割額	算出合計額A
医療分	所得割率② (%)	人数⑤	均等割額④	A = ③ + ⑥
支援分	所得割率③ ② × ①			
介護分				

区分	軽減額	年度保険料額	決定保険料額
医療分	軽減率⑦	年度保険料額 (A - ② - ③ - ④)	決定保険料額
支援分			
介護分			

被保険者氏名	紙申告状況	区分	所得割率	均等割額	算出合計額
1月	医療分	医療分	所得割率② (%)	人数⑤	A = ③ + ⑥
2月	支援分	支援分	所得割率③ ② × ①		
3月	介護分	介護分			
4月	合計額				
5月	医療分	医療分	所得割率② (%)	人数⑤	A = ③ + ⑥
6月	支援分	支援分	所得割率③ ② × ①		
7月	介護分	介護分			
8月	合計額				
9月	医療分	医療分	所得割率② (%)	人数⑤	A = ③ + ⑥
10月	支援分	支援分	所得割率③ ② × ①		
11月	介護分	介護分			
12月	合計額				
1月	医療分	医療分	所得割率② (%)	人数⑤	A = ③ + ⑥
2月	支援分	支援分	所得割率③ ② × ①		
3月	介護分	介護分			
4月	合計額				
5月	医療分	医療分	所得割率② (%)	人数⑤	A = ③ + ⑥
6月	支援分	支援分	所得割率③ ② × ①		
7月	介護分	介護分			
8月	合計額				
9月	医療分	医療分	所得割率② (%)	人数⑤	A = ③ + ⑥
10月	支援分	支援分	所得割率③ ② × ①		
11月	介護分	介護分			
12月	合計額				

※「決定保険料額」と個人別内訳「算出合計額」の合計は増減なしで軽減額・免除額により一致しないことがあります。
※特別対象被保険者等（非自営的失業者）に該当する方は、所得割率の算出に保険料軽減制度適用後の額を表示しています。
※氏名欄は表示できる文字数に限りがあるため、一部表示されないことがあります。ご了承ください。
●医療分…基礎医療費保険料 ●支援分…後期高齢者支援金等賦課額分保険料 ●介護分…介護給付金賦課額分保険料（40歳から64歳まで）※詳しくは裏面をご覧ください。

保険料の計算式 令和6年中の所得金額をもとに、下記のとおり計算しています。

年間保険料 (①+②+③) (世帯単位で計算・支払い)	所得割額 (所得金額に以下の率をかけて計算)	均等割額 (加入者数に以下の金額をかけて計算)
① 医療分 (国保財源の基礎) 最高限度額 66万円	8.59%	50,400円
② 支援分 (後期高齢者医療制度への支援金) 最高限度額 26万円	2.97%	17,400円
③ 介護分 (40～64歳の介護保険料) 最高限度額 17万円	2.45%	17,400円

※介護分は40～64歳の加入者のみに加算

● お問い合わせ先

保険料の計算方法について → 国民健康保険資格係 ☎ 03-5662-0560

保険料のお支払いについて → 収 納 係 ☎ 03-5662-0795

3 国民健康保険料個人別内訳

保険料は加入者ごとのお支払いはできません。

① 税申告状況

令和7年1月2日以降に転入された方、または税の申告が遅れた方は「所得不明」と記載されます。「変更通知書」が届くまでは、この通知の金額でお支払いください。税の申告をされていない方は、1月1日の住所の役所に申告してください。

② 加入月

保険料がかかる月に次の表示をしています。

※：保険料がかかる月

◎：特別対象被保険者（倒産や解雇などにより離職した方）の保険料が割引される月

③ 算出合計額

決定保険料額と個人別内訳は一致しないことがあります。

今年度 40歳・65歳・75歳になる方の保険料

詳しくは国保のしおりP.12～13をご覧ください

40歳になる方

40歳の誕生日（誕生日が1日の方はその前月）分から国民健康保険料に介護分が加算されます。

- 4月2日～7月1日生まれの方
6月（1期）の納付額から介護分を含めて計算しています。
- 7月2日～翌年4月1日生まれの方
誕生日（1日生まれの方はその前月）に介護分を追加した保険料を「変更通知書」でお知らせします。

65歳になる方

65歳になる年度の国民健康保険料は、誕生日（誕生日が1日の方はその前月）の前月分まで、介護分が加算されています。
誕生日からの介護保険料は介護保険課から別途通知します。

75歳になる方

令和7年度に75歳になる方の国民健康保険料は、誕生日の前月分までで算出しています。
誕生日からは「後期高齢者医療制度」に変わります。「後期高齢者医療保険料」は4月1日～6月30日生まれの方は7月中旬、7月1日以降生まれの方は誕生日の翌月に高齢者医療係から通知します。

★ 今年度の保険料 (加入者全員の保険料額)

普通徴収分の保険料

(口座振替または納付書で支払う金額)

特別徴収分の保険料

(世帯主の年金から支払う金額)

以下の条件すべてを満たす世帯が対象です。

- 世帯主を含む加入者全員が65歳以上75歳未満
- 世帯主の年金が年額18万円以上
- 国民健康保険料と介護保険料の1回あたりの合計が世帯主の1回あたりの年金受給額の2分の1を超えない